

○ 教育研究指導等への協力を行う機関の職員の連合農学研究科教員候補者の資格判定に関する基準

〔 平成 23 年 2 月 18 日 〕
〔 連合農学研究科要項等第 1 号 〕

- 1 博士の学位（外国の博士号を含む。）を有し、現在当該分野において活発な研究活動を行っており、かつ、十分な研究指導能力を有すること。
- 2 学位を有しない場合でも、学会賞受賞又は、公刊された論文・研究著書により研究業績が極めて顕著であり、十分な研究指導能力があると認められる場合は、前項に準じて取り扱うことができる。
- 3 国籍は問わないが、事務文書を理解できる日本語能力並びに学生へ指導を行う上で必要な日本語又は英語能力を有すること。
- 4 発表された著書及び学術論文は、原則として下記の条件を満たしていること。ただし、最近5年間のうちに休職をした者については、本人の申出に基づき、下記の著書・学術論文の欄中「最近5年間」としている5年間の期間に当該休職の期間相当分を加えることができる。
- 5 資格再審査で資格喪失した者の資格判定は、喪失した資格区分と同じ場合に限り、下記の条件のうち最近5年間の研究業績について審査を行う。

区 分	著 書 ・ 学術論文	
	著書、学術雑誌	左のうち最近5年間に発表された著書及び学術雑誌
主指導教員資格者	20編程度	5編程度（※）
指導教員資格者	10編程度	3編程度

※大学の准教授が主指導教員資格者となる場合にあっては、5編程度のうち責任著者を含む筆頭著者論文が3編以上であること。

附 則

この要項等は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科要項等第5号）

この要項等は、平成28年2月19日から施行する。

附 則（令和元年8月23日連合農学研究科要項等第2号）

この要項等は、令和元年8月23日から施行する。

附 則（令和4年8月26日連合農学研究科要項等第4号）

この要項等は、令和4年8月26日から施行する。

附 則（令和5年2月17日連合農学研究科要項等第1号）

この要項等は、令和5年2月17日から施行する。

附 則（令和6年2月16日連合農学研究科要項等第4号）

この要項等は、令和6年2月16日から施行する。